

## みよし市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「受注者」という。))の資金調達の円滑化を推進することを目的として、当該公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、みよし市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、みよし市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 低入札価格調査の対象となった工事
- (3) その他債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由があると認められる工事

(譲渡できる債権の範囲)

第3条 譲渡できる工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款第33条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第38条第3項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、当該工事請負契約の契約変更等により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合の工事請負代金債権の額は、変更後のものとする。

2 当該工事請負契約に変更が生じた場合、受注者は遅滞なく、変更後の工事請負契約書の写しをもって債権譲渡先に通知しなければならない。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の承諾に係る出来高の確認は、第7条に定める工事履行報告書の内容をもって足りるものとする。

(債権譲渡の承諾権限)

第5条 受注者は、債権譲渡を行おうとするときは、工事約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得なければならない。

(債権譲渡先)

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者とする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第7条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする受注者は、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3部
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し 1部
- (3) 工事履行報告書（様式第2号） 1部
- (4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書（発行日から3月以内のものに限る。） 各1部
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1部  
（債権譲渡の承諾又は不承諾の手続）

第8条 発注者は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、原則として、受領した日から起算して7日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日）以内に債権譲渡を承諾するか否かを受注者等に通知するものとする。

- 2 発注者は、債権譲渡を承諾する場合は、確定日付を付した債権譲渡承諾書2通を受注者に交付するものとする。
- 3 発注者は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は前条に規定する申請書類の確認により承諾することが不相当であると認められる場合には、債権譲渡不承諾通知書（様式第3号）によりその旨及びその理由を受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

第9条 本制度の利用に係る債権譲渡は、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期に前条第2項に規定する承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第10条 本制度における保証事業会社（工事約款第4条第1項第3号に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金又は部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資時の出来高確認）

第11条 本制度の利用に係る債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が自らの責任において行うものとする。

（融資実行の報告）

第12条 受注者及び債権譲渡先は、第8条第2項の規定による承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資を実行したときは、速やかに発注者に融資実行報告書（様式第5号）を提出するものとする。

- 2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けたときは、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。
- 3 発注者は、融資実行報告書を受領したときは、当該工事請負代金の支払先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

（債権譲渡後の中間前払金等の取扱い）

第13条 受注者及び債権譲渡先は、第8条第2項に規定する承諾を受けた後は、当該承諾に係る工事について工事約款第36条第4項に規定する中間前払金及び工事約款第38条に規定する部分払の

請求をすることができない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第14条 債権譲渡先は、工事約款第33条第2項に規定する検査に合格し、工事目的物の引渡しを行った後、債権金額を請求することができる。

2 債権譲渡先は、前項の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書(様式第6号) 1部

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1部

(その他)

第15条 発注者は、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定なものであるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事の完成引渡し債務が一切軽減されるものではない。

3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前のみよし市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領の規定に基づいて作成されている工事請負代金請求書の用紙は、改正後のみよし市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前のみよし市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領の規定に基づいて作成されている債権譲渡承諾依頼書その他の用紙は、改正後のみよし市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先) みよし市長

受注者  
(譲渡人) 住 所  
氏 名 印

債権譲渡先  
(譲受人) 住 所  
氏 名 印

受注者（以下「譲渡人」という。）がみよし市に対して有する基本契約書（みよし市と譲渡人の間で締結された 年 月 日 付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「譲受人」という。）に譲渡することにつき、みよし市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事約款第4条1条に規定する契約不適合責任は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事約款に定められた中間前払金及び部分払金は、みよし市によるご承諾以降は請求しません。

### 記

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所
4. 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日 ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による
5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
 - (2) 前払金額 金 円  
 - (3) 中間前払金額 金 円  
 及び部分払金額  
 (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

[譲渡人] 様  
[譲受人] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記の事項について異議を留めて、工事約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事約款第4条1条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事約款に定められた中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとします。

### 記

1. 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、工事約款第3条第2項に定める検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額からすでに支払いをした前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生するみよしの請求権に基づく金額を控除した額とします。  
 ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第3条第3項に定める出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等のみよしの請求権に基づく金額を控除した額とします。  
 なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4並びに5.(1)及び(4)は変更後のものとします。
2. 譲渡人及び譲受人は、みよし市による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にてみよし市に融資実行報告書を提出してください。
3. 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではありません。
4. 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないでください。
5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、みよし市は関与しません。
6. 債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、譲渡人は譲受人に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知してください。

みよし市長 印

確定日	承諾番号

## 工事履行報告書

工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所			
受 注 者 名			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

## 債権譲渡不承諾通知書

年 月 日

受注者  
(譲渡人) 様  
債権譲渡先  
(譲受人) 様

みよし市長

年 月 日に提出された〇〇〇〇工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できません。

### 記

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工事場所
4. 契約締結日 年 月 日
5. 承諾しない理由

(記載例)

- 締結済の債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- 当該工事については、履行期限が〇年〇月〇日であるところ、ここ数週間に渡り正当な理由無く作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。





# 工事請負代金請求書

年 月 日

(宛先) みよし市長

請求者

(債権譲受人) 住所  
氏名

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

## 記

### 1. 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、〇〇〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	金 _____ 円
(2) 前払金受領済額	金 _____ 円
(3) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	金 _____ 円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	金 _____ 円
(5) 今回請求金額	金 _____ 円

### 2. 承諾番号

### 3. 支払口座等

金融機関名								本支店名							
預金種目	1普通	2当座	3その他 ( )					口座番号							
口座名義 (カタカナ で記入)															

### 4. 請求者の連絡先

住所  
電話  
ファクシミリ